

令和3年7月29日開会

第729回むつ市教育委員会

議案

< 目 次 >

- 議案第1号 天然記念物下北半島のサル及びサル北限地域現状変更（一時捕獲）等
許可申請に対する許可について （生涯学習課）

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 第248回むつ市議会定例会報告 （総務課）
- 報告第2号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)許
可について （生涯学習課）
- 報告第3号 地方自治法第180条の規定による専決処分となった事項の報告につ
いて （中央公民館）
- 報告第4号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について （総務課）
- 報告第5号 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）の発表につ
いて （総務課）

< その他 >

議案第1号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更(一時捕獲)等許可申請に対する許可について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更(一時捕獲)等許可申請に対する許可について、次のように許可したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第16号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和3年7月29日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和3年6月15日付けで、むつ市長より申請のあった、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更(一時捕獲)等について、市内に生息するニホンザルの群れ30群に対し、各群2頭ずつの計60頭に発信器を装着し、追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するため。

指令第 号

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 宮下 宗一郎 様

令和3年6月15日付け、む生産第157号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

むつ市教育委員会

教育長 阿 部 謙 一

記

1. 麻酔銃の使用に関しては、危険防止に努めるとともに、麻酔薬の過剰投与を行わないこと。また、発信器の装着に係る一時捕獲は、極力短時間とすること。
2. 捕獲個体の記録を行うこと。

以 上

むつ市議会第248回定例会報告 6月2日(水)～6月29日(火)

1. 一般質問 6月14日(月)～6月15日(火)

質問者 4番 東 健 而 議員

質問事項：市が管理する諸住宅の現状について

(4) 教員住宅の入居状況について

【答弁概略】

教育委員会が管理しております教員住宅の中には、老朽化等の理由により、現在使用を中止しているものもあります。これらを再利用するためには多額の改修費を必要とすることから、最小限の維持管理のみを行っている状況にあり、今後、解体等についても検討してまいりたいと考えております

質問者 15番 佐藤 広 政 議員

質問事項：むつ市教育大綱について

(1) 次期むつ市教育大綱作成にあたっての市長の想いについて

【答弁概略】

むつ市教育大綱についての御質問の1点目、次期むつ市教育大綱作成にあたっての市長の想いについてであります。現行の教育大綱は、平成28年11月に策定いたしました。それから現在に至るまでの間にも、社会情勢はめまぐるしく変化し、例えば今日のデジタル技術の急速な進展は、学びそのものの形を変える勢いで押し寄せています。また、新型コロナウイルス感染症は、人々の生命や生活、価値観や行動、さらには経済や文化など社会全体に影響を与えています。国際的な競争も激しさを増す中、人材の育成や教育に対する要請は一段と大きくなっています。

今後さらに加速すると考えられる様々な社会の変化に対し、受け身になることなく、その中からチャンスを見つけ、それを活用し、活躍していく子どもたちを育てていく、そのために、教育を通じて必要な資質・能力を身に付けていくことが必要であります。これらを可能にしていくため、次期教育大綱の観点として、総合教育会議において7つの項目を示しました。

1つ目は、国際社会の中での日本の教育の立ち位置についてです。新型コロナウイルスのワクチンが自国で作れないとか、注射器すらままならないとか、モノづくり大国などと言っていた日本は、既に過去の栄光なのではと思うところがあります。それどころか、遅れた国なのではないか、その原因をたどると、教育に行き着く部分もあるのではないかと思うところもあります。20年も30年も同じやり方で同じことをやっている、同じところにしかたどり着かない、そんな根幹を問い直す必要があると考えております。

2つ目は、世界に通用する人材像についてです。大量生産型の人材育成というものに日本は長けています。教室でも教科書を開いて、均一の授業をして、同じことを同じように学ばせます。しかし、この時代、そんなことではどこに行っても通用するものではありません。自らの意思で、夢や可能性に挑戦する力を身に付けてほしい、そんな教育が必要だと考えております。

3つ目は、これから求められる新しい学力のあり方についてです。学力のあり方というのは変わってきていると感じています。確かに、偏差値というのはいまだにあって、大学入学センター試験が共通テストになったからといって入試のあり方が大きく変わるものではありません。しかし、少なくとも学び方を変えていく必要がある選抜方法に変わってきているのではと考えております。そういった部分を義務教育の時から変えていくにはどのような方法があるのか、デジタル技術の活用も含め、議論が必要だと考えております。

4つ目は、重点項目、重点科目の選出と強化のプロセスについてです。これは、全教科、一気に進められませんし、この地域だけが良くなるということもできないと思っております。そうしたことから、重点項目や重点科目を明確にして、学校も先生も、子どもも保護者も、地域ぐるみで一生懸命にやる必要があると考えております。

5つ目は、0歳から18歳までの継続した教育についてです。高等教育機関の誘致については、数年前まで誰が想像したでしょうか。大学というのは、東大とか有名私立大学とか、何となくいい教育をしているのだろうといった思いはありますが、偏差値が高いからということではなく、最終的には地域にとって、地域が成長できる大学であるかということのほうが大切なことです。子どもたちの高校までの18年間への支援とその先のプラスの部分へのかかわり方が必要だと考えております。

6つ目は、スポーツ教育、文化活動の充実についてです。例えば、この春の甲子園で、八戸西高校が甲子園出場を果たしました。青森県人として誇らしいことですが、なぜ大湊高校は行けなかったのか。私は行けると思っています。スポーツの部分でも、しっかり頑張っている子どもたちが、当たり前前に全国に行けるような環境を、スポーツでも文化活動でも地域の皆様とともに作っていくことも必要だと考えております。

7つ目は、地域と教育のかかわりについてです。コミュニティスクールがスタートしております。地域の皆様にとっては、子どもたちは地域のタカラであり、どう成長していくのか楽しみにされているのだと感じています。そのための支援として、ボランティアで通学路の見守りをさせていただくことや学校で何かあれば協力していただく体制作り、さらにはスポーツや文化の面での支援等、これらの活動が積極的かつ機能的に子どもたちの成長に貢献できるような取組も必要だと考えております。

以上、7つの項目のひとつひとつが、子どもや保護者の皆様にとっては、学びの機会や質がより多様で充実していくことにつながり、一方で教師や学校にとっては、指導方法の充実や働き方の改革につながり、さらにはすべての世代の皆様の学びにつながるようなものであってほしいと考えております。米百俵の精神でもわかるとおり、教育への投資は未来を創る礎であります。むつ市の未来を創る、そんな気持ちで次期大綱の策定を進めてまいりたいと考えております。

質問者 10番 村中浩明 議員

質問事項：北の防人大湊について

(1) 北の防人大湊の各施設の状況について

【答弁概略】

壺番館は大正4年に旧海軍士官官舎として建造され、太平洋戦争終結まで官舎として利用、その後昭和62年まで大湊高校の女子寮として利用された、石造建造物であります。

今後の改修予定につきましては、未定となっておりますが、下北ジオパークやむつ市景観計画に基づき、壺番館の今後の在り方について研究してまいりたいと存じますので御理解賜りたいと存じます。

質問者 2番 工藤祥子 議員

質問事項：就学援助制度について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響について

(2) 認定基準について

(3) 援助項目を国の支給内容と同等にすべき

学校給食について

(1) 地元産の米、または他の地場産品の利用状況について

(2) 地元産利用について、どのような努力をしているのか

【答弁概略】

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響について

令和2年度における児童生徒数における就学援助対象者の割合は12.7%であり、令和元年の割合である12.4%と比較して微増となっております。この中には、新型コロナウイルス感染症による経済活動の影響を受けた方もおられるのではと考えられますが、新型コロナウイルス感染症のみに対応した制度ではないため、具体的な影響につきましては把握しておりません。

(2) 認定基準について

準要保護制度には、国の基準がなく、市の裁量により認定基準等を決めることとなっております。自治体により違いはありますが、単純に比較することはできないものと考えております。

市の認定基準につきましては、保護者の住民税が非課税であることその他、病気等で就労ができない場合及びその他市長が援助を必要と認める場合に認定することとしております。

(3) 援助項目を国の支給内容と同等にすべき

当市では、国の基準にある通学用品費や宿泊を伴わない校外活動費等につきましては、学用品費に含めて支給することから、現状の項目であっても受給においては包含されているものと考えております。

(1) 地元産の米、または他の地場産品の利用状況について

青森県が実施した令和2年度学校給食における地元食材の使用状況調査では、給食食材の使用割合は、地元産が10.7%、約48.7トン、県内産が50.3%、約229.8トン、国内産が21.4%、約97.6トン、輸入品等が17.7%、約80.8トンであり、そのうち、地元産の米の使用割合は、99.7%、約42.3トン、じゃがいもは17.8%、約1.2トン、キャベツは7.7%、約1トン、長ねぎ16.4%、約0.7トンとなっております。

また、同じく令和元年度の使用状況調査では、地元産が1.6%、約8トン、県内産が49.9%、約256トン、国内産が31.6%、約162.3トン、輸入品等が16.9%、約86.8トンであり、そのうち、地元産の米の使用割合は、2.4%、約0.9トン、じゃがいもは14.4%、約0.9トン、キャベツは3.5%、約0.4トン、長ねぎ13.1%、約0.5トンとなっております。

令和元年度と比較いたしますと、地元産の米の使用量が大きく上昇し、また、その他の野菜等でも増加傾向となっております。

(2) 地元産利用について、どのような努力をしているのか

地元食材を給食で使用することは、生産地と消費地が近いことから、新鮮で旬な素材本来の味を味わうことができます。さらに、地元を理解し、地元の恵み、自然に感謝する心を育む良い機会になることと認識しておりますことから、市といたしましては、市内食材納入業者に地元産の食材の納入依頼を行っております。

また、昨年度市で実際に取組んだ事例といたしましては、大平小学校において、児童からの提案を元に、脇野沢産の焼き干しを使用した「ジオラーメン」や大畑地区で栽培したいちごを使用した「いちごゼリー」といった「ジオ給食」を提供し、地元産品の使用について児童に考えさせる機会をもうけております。

質問者 6番 佐賀英生 議員

質問事項：大畑体育館及び公民館について

(2) 老朽化著しい大畑公民館についてどのように考えているのか
教育行政について

(1) GIGAスクール端末及びネットワーク整備事業の進捗状況について

(2) GIGAスクールに関する指導者の育成状況について

(3) タブレットを持ち帰って学習ができるのか、また、将来的に可能か

【答弁概略】

(2) 老朽化著しい大畑公民館についてどのように考えているのか教育行政について

年間延べ1万人を超える方に利用されている大畑公民館は、公民館教室など

の主催事業や団体、サークルの活動場所として活用されている施設で、昭和44年に竣工し、すでに50年経過しております。

このため、公民館利用者が安心安全に利用できるよう、日頃より、館内を点検し、危険箇所の発見に努め、必要な修繕を行いながら、施設の維持管理に努めております。

施設の今後につきましては、公民館として必要な機能や規模、さらには既存施設の活用等につきましても視野に入れながら、市民の皆様、公民館利用団体のご意見を伺いながら検討して参りたい。

(1) G I G Aスクール端末及びネットワーク整備事業の進捗状況について

現在、小学校第3学年以上の児童数と中学校すべての生徒数に相当するタブレット端末及び校内におけるネットワーク環境が整備され、今後小学校第1、2学年のタブレット端末を来年度末までに導入することで、市内すべての児童生徒が1人1台の端末を利用できることとなります。

今年度は、教科書会社が発行しているデジタル教材を、小学校では算数、中学校では英語で購入し、各学校で基礎・基本の定着に向けて活用するとともに、一部の学校では、タブレットを活用した授業を実際に行っている状況にあります。

(2) G I G Aスクールに関する指導者の育成状況について

昨年度の冬季休業中に一度、専門家による講習を実施したところでありますが、今年度につきましては、夏季休業中の実施を予定しているところであります。

現段階においては、導入して間もないこともあり、本格的に活用されるのはこれからになるものと思われませんが、一部の学校ではすでに授業等でも活用されております。

(3) タブレットを持ち帰って学習ができるのか、また、将来的に可能か

タブレット端末の使用については、今のところ学校内における授業での活用を予定しております。

端末の持ち帰りにつきましては、家庭の通信状況、破損や紛失等、さらには家庭での使用に伴うセキュリティ等の課題が考えられることから、これらの課題の解決について検討の上、対応してまいりたいと考えております。

質問者 1番 佐藤 武 議員

質問事項：小中学校における教員の長時間労働と負担軽減について

- (1) 教員の長時間労働解消と負担軽減のため、どのような対策をとっているのか。
- (2) 昨年度から導入可能となった教員の「一年単位の変形労働時間制」についてどう評価し、今後どのような計画・方策で臨もうとしているのか。

【答弁概略】

(1) 教員の長時間労働解消と負担軽減のため、どのような対策をとっているのか
教育委員会では、昨年3月に「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」を一部改正し、時間外労働等の上限の目安や時間外労働縮減のための方策について示しています。

(2) 昨年度から導入可能となった教員の「一年単位の変形労働時間制」についてどう評価し、今後どのような計画・方策で臨もうとしているのか。

変形労働時間制につきましては、長期休業期間等において休日を中心して確保することを目的とする場合に限り適用し、地方公共団体の実情に応じた判断により条例で選択的に活用できるとされているほか、校長等が客観的な方法等により勤務時間の把握を行うことなど、導入にあたりさまざまな要件が示されております。

その要件のひとつとして、時間外労働の目安として、月42時間以内、年320時間以内をクリアすることとされております。しかしながら、本制度導入の可否についての検討や教職員の勤務実態の把握を目的として、昨年度より各学校に作成を依頼しております「教職員勤務時間記録簿」によりますと、昨年度における小学校教職員の1か月あたりの時間外労働時間は39.8時間、中学校教職員の1か月あたりの時間外労働時間は73.4時間となっており、時間外労働の上限という指標のみで考えると、要件を満たすことが困難な状況にあります。

当市における本制度の導入に係る今後の見通しにつきましては、教職員の勤務実態等を踏まえながら、導入の可否について検討していくべきであると考えております。

2. 議案審議 6月18日(金)

教育委員会関係

- ・ 議案第46号 令和3年度むつ市一般会計補正予算
- ・ 議案第48号 財産の取得について

⇒ 6月29日、原案可決

報告第2号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)許可について

令和3年5月19日付けむ生産第109号で、むつ市長より提出された現状変更(捕獲)の申請について、文化庁長官から許可されたため、むつ市長宛に伝達した。

1 申請内容

- ・青森県第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)に基づいた、加害群除去等の捕獲

2 捕獲頭数

- ・13群及びハナレザル 計300頭

加害群除去

I2-A1群22頭、I2-A2群9頭、K02群78頭、S1-A群49頭

S1-B群42頭、S2群24頭、A2-85群23頭

個体数調整

A2-84A群2頭、A2-84B群2頭、A87-A群7頭、O1-A群3頭

O2-B群9頭、M2-B群7頭

3 許可条件

- ・捕獲対象地域は、特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- ・事業終了後は文化庁長官宛ての終了届を提出すること。

報告第4号

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

第728回教育委員会から本日までの間において、決定した事項について報告いたします。

●決定事項

- ・感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力対応
- ・児童生徒に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の考え方

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）の発表について

令和3年7月7日に青森県教育委員会から「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」が発表されたことに伴い、7月8日にむつ市長、むつ市議会議長及びむつ市教育委員会教育長並びに青森市関係者と共に青森県教育委員会和嶋教育長へ面会を実施した。

○青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）概要

- ・大湊高等学校とむつ工業高等学校の統合
- ・統合年度：令和9年度
- ・設置場所：むつ工業高校の校地（校舎を新設予定）
- ・学科構成：総合学科3学級・工業科2学級（機械、電気・エネルギー）

○今後流れ

地区懇談会の開催

- ・7月21日（水）18：30～20：00 むつグランドホテル
- ・8月2日（月）18：30～20：00 プラザホテルむつ